

「多摩市立中央図書館管理運営方針（素案）」 に関するパブリックコメント実施要領

1 件名

「多摩市立中央図書館管理運営方針（素案）」に関するパブリックコメント（市民意見）募集

2 目的

本パブリックコメントは、「多摩市立中央図書館管理運営方針」を策定するにあたり、以下の2点を目的に実施します。

- (1) 広くその内容を公表し、市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障すること。
- (2) 市民から提出された意見等を考慮し、「多摩市立中央図書館管理運営方針（原案）」を決定すること。

3 事業内容

多摩市立図書館では、令和5年7月の中央図書館開館に向けて、建設工事と並行して管理運営方針の検討を進めている。このたび、方針の「素案」をまとめたため、パブリックコメントを実施する。

今回のパブリックコメントを踏まえて、多摩市立中央図書館管理運営方針（原案）を決定する。

4 閲覧資料

- (1) 多摩市立中央図書館管理運営方針（素案）

5 閲覧場所

- (1) 市内各図書館・行政資料室
- (2) 聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所
- (3) 永山公民館
- (4) 公式ホームページ

6 対象者：どなたでも

7 意見募集期間

令和4年8月23日（火）から令和4年9月21日（水）まで ※ 30日間

8 意見の提出方法・提出先

- (1) 持参（代理人可）：市内各図書館・行政資料室
- (2) 郵送：〒206-0033 多摩市落合2-29 多摩市立図書館（本館）（令和4年9月21日必着）
- (3) ファクシミリ：042-375-9459（送信後、要電話連絡：042-373-7955）
- (4) 公式ホームページのインターネット手続き
- (5) 意見箱への投函：市内各図書館・行政資料室、聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所、永山公民館

9 意見提出の際の必須記入事項

- (1) タイトル「多摩市立中央図書館管理運営方針（素案）への意見」
- (2) 住所
- (3) 氏名

(4) 意見本文

※ (1)～(4)の項目のいずれかが記入されていない場合、パブリックコメントとして取り扱いできない場合があります。

10 意見の取り扱い及び公表方法

- (1) 意見募集期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考え方を付したものを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。
- (2) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される内容はできるだけ記入しないでください。
- (3) 意見募集期間中、本件に関連する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。
- (4) 電話・口頭でのご意見はパブリックコメントとして取り扱いません。
- (5) インターネット手続きでの受領メール（メールアドレスを記入した場合のみ送信）を除き、意見提出者への到達通知は行いません。

11 その他注意事項

休館（所）日は資料の閲覧・投函はできません。

12 担当

多摩市教育部 図書館総務担当

住所：〒206-0033 多摩市落合 2-29 多摩市立図書館本館

電話：042-373-7955

ファクシミリ：042-375-9459